

山梨県公報

号外第二十五号

平成十三年

七月三日

火曜日

目次

選挙管理委員会
公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程
個人演説会等を開催することができる施設の指定

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第三号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十三年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第四百一条第六項」を「第四百一条第五項」に改める。

第十一条の二第一項中「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

第四十四条第一項中「第六十四条の五第三項」を「第六十四条の五第二項」に改める。

第六十八条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

第六十八条の二中「及び第四項」を「から第五項」に改める。

第八十二条第二項中「第二百一条の五第三項」を「第二百一条の六第三項」に、「第二百一条の七」を「第二百一条の七第二項」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

別記第七号様式の四のその一備考中「60,200円」を「64,500円」に改め、同様式のその三備考中「11,700円」を「12,500円」に改める。

別記第七号様式の五備考中「501円99銭」を「510円48銭」に改め、「552,870円」を「557,115円」に、「26円29銭」を「26円73銭」に改める。別記第八号様式のその一の別紙一中「60,200円」を「64,500円」に改め、

同様式のその一の別紙一の三中「11,700円」を「12,500円」に改め、同様式のその一の別紙備考中「501円99銭」を「510円48銭」に、「552,870円」を「557,115円」に、「26円29銭」を「26円73銭」に改める。

別記第二十八号様式のその一を次のように改める。

その一 削除

別記第二十八号様式のその二中「参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等

揭示」を「参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称及び参議院名簿登載者氏名

揭示」に、「

順位	氏名	氏名	氏名	氏名

」を「

」に、同様式の備考1

を「1 この様式は、比例代表選出議員の選挙における投票所内の投票を記載する場所

その他適当な箇所又は不在者投票管理者のうち市町村の選挙管理委員会の委員長の管理

する投票を記載する場所内の適当な箇所における揭示の様式である。」に、同様式の備考

3中「名簿登載者」を「参議院名簿登載者」に改め、備考3を備考4とし、備考2の次

に「3 参議院名簿登載者の氏名の揭示は、同条第四項の規定に従い、参議院名簿に記

載された氏名の順次に従い、上から行つものとする。」を加え、同様式のその三の備

考中「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同様式のその四の備考中「及び第四項

」を「及び第五項」に改め、同様式のその六中「衆議院小選挙区議員選挙候補者氏名揭示

」を「衆議院小選挙区選出議員選挙候補者氏名等揭示」に、同様式の備考中「及び第四項

」を「及び第五項」に改める。

別記第四十一号様式中「公職選挙法第201条の14」を「公職選挙法第201条の15」に改

める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の公職選挙法等施行規程の規定は、この規程の施行の日以後

その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この規定の施行日の前日まで

にその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨

の報告があつた。

平成十三年七月三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

名称	所在地	指定選挙管理委員会
増穂共同福祉施設	南巨摩郡増穂町小林一九五 二番地の八	増穂町選挙管理委員会